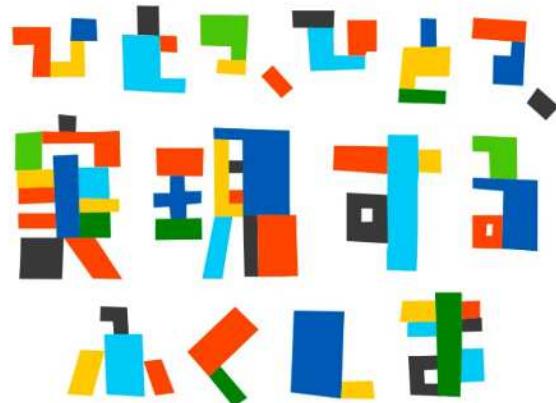


# **ふくしまの復興・再生に向けた要求書**

**【令和7年10月】**



福島県町村会  
会長星學

福島県町村議會議長会  
会長高橋道也



# ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から14年半余が過ぎる。

将来にわたり居住を制限するとされた帰還困難区域では、特定帰還居住区域の避難指示解除を目指し、除染・解体工事が進められており、特定復興再生拠点区域の帰還・居住環境の整備を含め、住民帰還に向けた取組が加速しているなど、当県復興は着実に前進している。

しかしながら、当県が真の復興を果たすには、東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に行われることが前提となるが、廃炉には30年以上の期間を要し、廃炉最大の難関とされる燃料デブリの大規模取出しには多くの困難が見込まれるなど、予断を許さない状況にある。

よって、東京電力は、当県復興が決して後退することがないよう、安全を最優先に、常に緊張感をもって廃炉作業に取り組むとともに、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

## 1. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みにあたっては、安全を最優先に、常に緊張感をもって着実に取り組むこと。
- (2) 福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を集結させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。特に、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業にあたっては、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないようにするとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。
- (3) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、国とともにその処理・処分方法の具体的な検討を進め、県外において適切に処分すること。
- (4) 頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等の地震・津波等自然災害対策に一層取り組むとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の施設・整備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じること。  
また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を一層進めること。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、さらなる被ばく対策を講じる必要があるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など、設備面での被ばく低減対策に取り組むこと。また、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策など、作業員が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を一層整備すること。
- (6) 相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本とした姿勢を全社員に徹底させること。
- (7) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。

## 2. ALPS処理水の海洋放出に関する責任ある対応

- (1) 処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策の強化に引き続き取り組むこと。
- また、設備や海域モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信に努めること。
- (2) 海域モニタリング結果等に加え、ALPS処理水の測定結果や希釈放出設備の運転状況など、国内外に正確で分かりやすい情報発信に努めること。
- (3) 処理水の海洋放出による新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があることから、農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に一層取り組むこと。
- なお、風評被害が生じた場合の賠償にあたっては、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害者に寄り添った確実な賠償を行うこと。
- (4) 処理水の元となる汚染水の発生量について、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、さらなる低減に向けた取組を進めること。
- (5) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組むこと。
- (6) ALPS スラリーの漏えいリスク低減のため、安定化処理設備の整備に向けた取組を一層進めるこ。
- (7) 敷地内に設置されているタンクの安全対策等を徹底すること。

また、海洋放出により空になったタンクの解体にあたっては、作業員の被ばく対策など作業手順や作業管理を徹底するとともに、解体後の金属がれきの保管場所が不足することが懸念されることから、将来のタンク解体スケジュールの妨げにならないよう、減容化に向けた処理体制を早急に構築すること。

## 3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声を把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続に係る被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、必要な相談体制を確保し、請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を今まで以上に徹底して行うこと。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償にあたっては、原子力災害との因果関係の確認にあたり個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な方法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。
- また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情を把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

- (6) 農林水産業に係る営業損害については、県産農林水産物の価格が依然として全国平均より低い傾向にある状況を踏まえ、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等への丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- (8) 帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。
- (9) 避難生活の長期化により管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先する観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うこと。
- (10) 帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (11) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (12) 原子力発電所事故に起因して町村が負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行うこと。
- また、原発事故対応に要する職員人件費や原発事故によって生じた目的税の減収分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
- (13) 公共財物の賠償にあたっては、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- (14) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している町村の損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。
- (15) 中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償にあたっては、被害者が請求の機会を失うことがないよう、賠償請求未了者の現況把握や分析等を踏まえた効果的な周知や請求支援を行うとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底して行うこと。また、指針に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、誠意をもって対応すること。
- また、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行うこと。

【令和7年9月1日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

## 原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

(単位：円 %)

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	779,039,956	95,930,011	12.3
国 見 町	349,482,993	170,346,913	48.7
川 俣 町	2,280,818,389	1,214,544,687	53.3
大 玉 村	98,077,521	98,077,521	100.0
鏡 石 町	186,361,353	50,452,437	27.1
天 栄 村	43,106,546	42,509,581	98.6
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,983,328	2,983,328	100.0
只 見 町	1,626,475	1,600,225	98.4
南 会 津 町	14,480,273	14,480,273	100.0
北 塩 原 村	35,016,450	35,016,450	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	182,892,856	93,840,364	51.3
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	467,466,890	96,285,893	20.6
泉 崎 村	8,296,959	8,296,959	100.0
中 島 村	163,945,066	87,483,252	53.4
矢 吹 町	486,585,575	38,446,467	7.9
棚 倉 町	32,151,623	32,104,483	99.9
矢 祭 町	22,430,499	22,430,499	100.0
塙 町	17,051,084	15,790,561	92.6
鮫 川 村	366,292,359	366,053,824	99.9
石 川 町	52,649,059	52,649,059	100.0
玉 川 村	2,394,090	2,394,090	100.0
平 田 村	4,745,631	4,745,631	100.0
浅 川 町	16,819,611	15,110,681	89.8
古 殿 町	21,433,365	21,433,365	100.0
三 春 町	53,971,203	47,263,070	87.6
小 野 町	85,516,850	85,516,850	100.0
広 野 町	884,091,701	859,208,435	97.2
檜 葉 町	5,681,470,111	4,667,615,976	82.2
富 岡 町	11,517,653,773	10,642,361,772	92.4
川 内 村	5,233,033,254	4,952,455,630	94.6
大 熊 町	15,858,616,766	14,993,905,046	94.5
双 葉 町	20,061,351,213	11,857,933,365	59.1
浪 江 町	26,525,540,469	10,656,012,049	40.2
葛 尾 村	1,219,277,459	1,164,776,141	95.5
新 地 町	46,225,169	43,598,094	94.3
飯 舘 村	2,791,692,071	2,694,334,084	96.5
町 村 計	95,611,716,814	65,264,677,040	68.3